公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

令和8年11月12日

御所市長

山田　秀士

下記により差押財産の公売をしますので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

1	公売財産の内容		別紙「付表」のとおり			
2	公売の方法		期日入札			
3	公売日時		令和8年11月26日　13時15分から			
		入札	令和8年11月26日　13時15分から13時45分まで			
		開札	令和8年11月26日　13時45分			
4	公売場所		奈良県御所市1－3　御所市役所　別館　入札室			
5	公売保証金及び見積価額		別紙付表のとおり			
6	公売保証金納付期限		令和8年11月26日　13時15分から13時30分まで			
7	売却決定		日時	令和8年12月10日13時15分	場所	御所市役所収税課
8	買受代金納付期限		日時	令和8年12月10日14時00分	（ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く）	
9	買受人についての資格 その他の要件		別紙「公売における注意」のとおり			
10	その他		1. 13時15分までに公売会場に来場し、担当職員の説明を聞いてから入札してください。 2. 公売に参加するためには、上記公売保証金納付期限までに、公売財産の売却区分ごとに公売保証金を納付いただく必要があります。 3. 次順位買受制度の適用があります。 4. 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は買受人の負担となります。 5. 御所市は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。 6. 売却決定日時及び買受代金納付期限を変更することがあります。 7. その他については別紙「公売における注意事項」をご覧ください。 8. 公売物件の地図・写真等については御所市役所収税課で閲覧いただけます。			

配当を受ける者の権利の申出について

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出て下さい。
なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。

※この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当部署までお問い合わせください。

御所市役所　収税課　TEL　0745-44-3629（直通）